

香川県条例第8号

香川県使用料、手数料条例及び香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1~176 略				1~176 略			
176の2 汚染 土壌処理業許 可申請手数料	略			176の2 汚染 土壌処理業許 可申請手数料	略		
<u>176の3 汚染 土壌処理業許 可更新申請手 数料</u>		<u>1件</u>	<u>182,000円</u>				
<u>176の4 汚染 土壌処理業の 変更許可申請 手数料</u>		<u>1件</u>	<u>202,000円</u>				
177 一般廃棄 物処理施設設 置許可申請手 数料	略			177 一般廃棄 物処理施設設 置許可申請手 数料	略		

(香川県生活環境の保全に関する条例の一部改正)

第2条 香川県生活環境の保全に関する条例(昭和46年香川県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(汚染原因の調査等)</p> <p>第54条 特定有害物質取扱事業場を設置している者は、当該特定有害物質取扱事業場の敷地内において、規則で定める基準を超える特定有害物質による土壌又は地下水の汚染を発見したとき(土壌汚染対策法第3条第1項の規定による調査により土壌の汚染を発見したときを除く。)は、同法第5条第1項の規定による命令があった場合を除き、当該汚染の原因について、規則で定めるところにより、調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定による調査の結果、規則で定める基準を超える特定有害物質による土壌の汚染が認められた場合における当該調査を行った土壌汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していた者又は次項の規定により知事から通知を受けた者は、土壌汚染対策法第5条第1項の規定による命令があった場合を除き、当該汚染の原因について、規則で定めるところにより、調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(汚染原因の調査等)</p> <p>第54条 特定有害物質取扱事業場を設置している者は、当該特定有害物質取扱事業場の敷地内において、規則で定める基準を超える特定有害物質による土壌又は地下水の汚染を発見したとき(土壌汚染対策法第3条第1項の規定による調査により土壌の汚染を発見したときを除く。)は、同法第4条第1項の規定による命令があった場合を除き、当該汚染の原因について、規則で定めるところにより、調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定による調査の結果、規則で定める基準を超える特定有害物質による土壌の汚染が認められた場合における当該調査を行った土壌汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していた者又は次項の規定により知事から通知を受けた者は、土壌汚染対策法第4条第1項の規定による命令があった場合を除き、当該汚染の原因について、規則で定めるところにより、調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>3・4 略</p>
<p>(汚染拡大防止計画の作成等)</p> <p>第56条 第54条第1項又は第2項の規定による汚染原因の調査の結果、当該特定有害物質取扱事業場又は土壌汚染関係施設に係る工場若しくは事業場の事業活動に起因する特定有害物質の地下への浸透により土壌又は地下水の汚染が生じていることが確認されたときは、当該浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業場又は土壌汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)は、第48条第4項又は水質汚濁防止法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による知事の命令があった場合を除き、規則で定めるところにより、当該土壌又は地下水の汚染の拡大を防止するための計画(以下「汚染拡大防止計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(汚染拡大防止計画の作成等)</p> <p>第56条 第54条第1項又は第2項の規定による汚染原因の調査の結果、当該特定有害物質取扱事業場又は土壌汚染関係施設に係る工場若しくは事業場の事業活動に起因する特定有害物質の地下への浸透により土壌又は地下水の汚染が生じていることが確認されたときは、当該浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業場又は土壌汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)は、第48条第4項又は水質汚濁防止法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による知事の命令があった場合を除き、規則で定めるところにより、当該土壌又は地下水の汚染の拡大を防止するための計画(以下「汚染拡大防止計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。</p>

ない。ただし、汚染拡大防止計画を提出する前に、当該土壌の汚染について、土壌汚染対策法第14条第3項の規定に基づき同法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定を受けた場合は、この限りでない。

2・3 略

(記録の作成等)

第57条 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壌汚染対策法第3条第1項、第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による調査、第47条の規定による届出に係る調査若しくは土壌汚染対策法第14条第1項の規定による申請に係る調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壌汚染対策法第7条第3項若しくは第4項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者は、当該調査又は措置に係る記録を作成しなければならない。

2 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壌汚染対策法第3条第1項、第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による調査、第47条の規定による届出に係る調査若しくは土壌汚染対策法第14条第1項の規定による申請に係る調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壌汚染対策法第7条第3項若しくは第4項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者（当該調査又は措置に係る土地の所有者と異なるときに限る。）は、前項の規定により記録を作成したときは、速やかに、当該記録を当該土地の所有者に引き継ぐとともに、その写しを保存しておかなければならない。

3 略

ない。

2・3 略

(記録の作成等)

第57条 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壌汚染対策法第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壌汚染対策法第7条第1項若しくは第2項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者は、当該調査又は措置に係る記録を作成しなければならない。

2 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壌汚染対策法第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壌汚染対策法第7条第1項若しくは第2項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者（当該調査又は措置に係る土地の所有者と異なるときに限る。）は、前項の規定により記録を作成したときは、速やかに、当該記録を当該土地の所有者に引き継ぐとともに、その写しを保存しておかなければならない。

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。
香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例中第2の表中第57条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前

(記録の作成等)

第60条 第47条第2項、第49条、第56条第1項若しくは第57条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による調査、第50条の規定による届出に係る調査若しくは土壤汚染対策法第14条第1項の規定による申請に係る調査又は第48条第1項、第51条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第3項若しくは第4項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者は、当該調査又は措置に係る記録を作成しなければならない。

2 第47条第2項、第49条、第56条第1項若しくは第57条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による調査、第50条の規定による届出に係る調査若しくは土壤汚染対策法第14条第1項の規定による申請に係る調査又は第48条第1項、第51条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第3項若しくは第4項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者（当該調査又は措置に係る土地の所有者と異なるときに限る。）は、前項の規定により記録を作成したときは、速やかに、当該記録を当該土地の所有者に引き継ぐとともに、その写しを保存しておかなければならない。

3 略

(記録の作成等)

第57条 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による調査、第47条の規定による届出に係る調査若しくは土壤汚染対策法第14条第1項の規定による申請に係る調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第3項若しくは第4項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者は、当該調査又は措置に係る記録を作成しなければならない。

2 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による調査、第47条の規定による届出に係る調査若しくは土壤汚染対策法第14条第1項の規定による申請に係る調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第3項若しくは第4項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者（当該調査又は措置に係る土地の所有者と異なるときに限る。）は、前項の規定により記録を作成したときは、速やかに、当該記録を当該土地の所有者に引き継ぐとともに、その写しを保存しておかなければならない。

3 略